

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 南 利郎

署名委員 松崎文好

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年10月20日(火) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市文化センター第2会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7		18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 前田 孝徳委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳
笠利分室長 有川 衛 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・農地転用制度実務担当者研修会
- ・市町村農業委員会事務局長会議
- ・農地中間管理事業推進市町村担当者会議

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第66号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
議案第67号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
議案第68号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・改正農業委員会法について

(4) その他

- ・平成26年度農業委員視察研修について
- ・12月定例総会の日程について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は21人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成27年第10回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は前田 孝徳委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に10番南 利郎委員と11番松崎文好委員の2名を指名
いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第63号から議案第68号までの6
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
しますが、本案には会長に関する案件が含まれておりますので、議長を会長

<p>議 長</p>	<p>代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>前山委員の退席を求めます。</p> <p>(前山委員退席)</p> <p>議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.42につきましては、賃借権設定の案件でございます。3ページにありますように受人は、桑51.7アール栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.43につきましては、贈与による所有権移転でございます。11ページにありますように受人はタンカン65.2アール栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.44につきましては、贈与による所有権移転でございます。17ページにありますように受人は野菜等11.3アール栽培しており、取得地にも野菜等を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.45につきましては、売買による所有権移転でございます。25ページにありますように受人は野菜等11.3アール栽培しており、取得地には果樹等を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>

8 番

(行委員)

議案第 6 3 号議案番号No. 4 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について事前調査報告を行います。

10月19日午後3時に(株)奄美養蚕、アーダン化粧品本社で受人から直接聞き取り調査を行いました。桑畑を拡大するために申請したとの事でした。申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

2 番

(山下委員)

議案第 6 3 号の内法第 3 条に規定によるNo. 4 2 の賃借権について報告いたします。

9月11日(金)午後6時30分に借人と貸人の申請書の記入に立ち会いました。土地の所在及び権利の設定、貸賃などの記載内容に間違いのないとの事でした。

次に土地の報告をさせていただきます。

9 ページの小湊播磨 1 1 9 8 番と 1 1 9 7 番 3 を 6 月総会の第 3 条申請で借りている方が、隣地を借りたいとの事でしたので 1 1 9 7 番 1 を紹介いたしました。1 1 9 7 番 2 は地主と交渉中です。8 ページの名瀬勝前勝前 2 7 1 5 番は農道を挟んで小湊播磨 1 1 9 8 番の向かい側になります。現在は天地返しされている状況でした。今後は蚕の餌となる桑を栽培するとの事ですので、周囲への影響もないと思われます。

続きまして農地法第 3 条の調査書について報告いたします。

10月13日(火)午後1時30分に借人と経営農地の現地確認をいたしました。現地は住用町摺勝と川内にあり、桑が900本あるとの事でした。農作業は毎日行っているとの事ですが、主に桑の葉の収穫、草刈、堆肥撒きなどとの事です。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。

1 3 番

(喜野委員)

議案第 6 3 号No. 4 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告いたします。

渡人、受人、農地の方も私の担当になっておりますので連続で報告をさせ

て頂きます。

10月18日午後5時5分に渡人の自宅において面談いたしました。渡人と受人は兄弟です。今回の申請地は約50年程前から受人が既に耕作をしていた場所だという事で、今回兄弟間の贈与という事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

10月18日午後5時30分に受人の自宅において面談いたしました。兄弟間の贈与という事で特に内容について問題点はございませんでした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

申請地確認について、10月18日午後5時45分に受人の次男の立会の下申請地を確認いたしました。現況ですが現在タンカン成木20本、バナナ及び野菜類が栽培されており特に問題はないものと思われま。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

18番

(志岐委員)

議案第63号No.44とNo.45の2件続けて報告いたします。

24ページのNo.45の方から説明いたします。今我々農業委員は8.1調査で農地の調査を実施中です。8月11日に渡人宅に農地の調査で訪問しましたところ、丁度お会いする事が出来ました。農地の調査を終了すると同時に渡人から、この土地は平成17年に受人に譲って私の土地はもうありませんという話しでした。それから私にお願いがあるのですが固定資産税も現在自分が払っているのは是非登記を受人に回すように、私からも受人にお願いは出来ないでしょうかという要望でした。それで登記はどうなっているのかという私の質問に対して自分のところまで回っていますという事でした。では、法務局からの登記権利書がある筈なので、それがありませんかという事で見せてもらいました。内容はよく判りましたので帰って受人の方に私の方からも説明をするのでと、その権利書を持って受人の方へお伺いして早く登記を回すようにアドバイスしました。この3条申請を早く住用支所産業建設課の担当の方へ申請しなさいと言いますと、はい、判りましたという事でした。

続きまして、No.44の渡人について説明いたします。

渡人は永年自衛隊に勤めておられて平成58年度に自衛隊を退職されて、今現在鹿屋に住んでおられます。5、6年して島の方に本人が来られてもう自分は島の方には帰って来ないと、鹿屋の方に墓も造って移すと、同時に島の財産も整理して二度と城に帰る事はないだろうという本人からの意見でし

た。この土地も受人に聞いたらまだ登記は回していないという事でしたので、早く本人が元気な内にこういう問題はきちっと片付けた方が良くから、これも同時に担当に同じように申請するようという事で申請しておりますので、内容について何ら問題はありませんので皆様のご審議をお願いいたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(原住用分室主幹)

議案番号No.44の譲渡人の確認については、譲渡人が先程志岐委員からもありましたように鹿屋市に在住しているので、昨日10月19日午後1時に電話にて農地法第3条の所有権移転について確認したところ、受人は甥子の嫁に当たり渡人が所有している住用町大字城字金久田の3筆合わせて716平方メートルは譲受人へ一括所有権移転した事を報告いたします。本人よりよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

18番

(志岐委員)

No.44の土地に状況について説明いたします。

これは以前はカボチャを作り鶏200羽程飼っていましたが、平成22年の豪雨災害でやられましたので鶏の方は現在やっておりません。土地の方は今現在色々野菜を作られています。以上です。

受人は以前カボチャを2、3反歩程栽培しておりました。災害があったのでしばらく一寸やめておりましたが、近いうちに新しくカボチャや野菜を植えたいという事でした。以上です。

1番

(與島委員)

No.45の見里地区の譲渡人の調査をしましたので報告いたします。

この文書が来ない前で今は旅行か子供の所か東京に上っていないのです。この譲受人は大阪に上っている訳です。詳しく申しますと、大阪でご主人が事業をしており本宅を城の方に造って城の方に住んでいるのです。それで رفتり来たりしている訳です。だからはっきり申しまして今農業をする時間は全くありません。今後するということですのでそれはそれでよろしいと思います。譲受人は志岐委員からもありましたように以前は鶏をやっておりました。今ははっきり言ってやめております。土地も荒れ放題に置いてあります。今後いずれは帰って来て農業をやりますという事ですのでそれはそれで

	<p>良いのではないかと思います。二人とも電話連絡で確認を取りました。問題ありません。これは譲ってから10年以上になる訳です。ただ登記がなっていないという事で今回登記をしましょうという事で二人で合意になったそうです。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>No.42の養蚕農業と職業にありますか永年養蚕業をやっている方ですか。どういった目的で養蚕をやろうとしているのですか。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>この方の会社(株)奄美養蚕はアーダン化粧品の子会社みたいなもので別会社を作ってアーダン化粧品は繭を内地から年間1.5トン程仕入れて化粧品を作っていますけれども、なかなか繭が手に入らないので自分達だけで蚕を飼おうという事で桑畑を拡大しているようでした。蚕を飼ってそれをアーダン化粧品に化粧品の原料として渡すというふうに聞いています。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>化粧品会社に納入するという事ですか。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>そうです。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>この養蚕業の経営は永いのですか。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>私も何回か工場を見ましたが、1万から2万匹は飼っているようです。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>

3 番	<p>(吉委員)</p> <p>No. 4 3 の先程説明を頂いた中で受人は 8 9 歳ですが後継者はおられるのでしょうか。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>先程は私の説明不足だったかも知れませんが、農地の確認のところと同じ日の 5 時 4 5 分受人の方に自宅でお会いをしまして畑はそこから車で 5 分一寸の所ですが、先程吉委員からありましたように 8 9 歳ですので、本人は行かずに報告しましたが次男と一緒に現地の方に行って頂きまして農地の確認をさせて頂きました。長男はもう亡くなっていますが次男がいますので、彼が現在タンカン畑の草刈り等経営管理をやっているとの事で後々はこの次男が引き継ぐものだと思います。今回は兄弟間の贈与で 8 9 歳の方の方になっていますが問題のない所有権の移転だと思います。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>そうであれば 1 2 ページの農作業に従事する者のところは、8 9 歳でやれないのであれば次男の名前で書いた方が良いのではないですか。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>やってはいるのですが、世帯員等その他常時雇用している労働力のところに現在 2 名となっていますが、受人の奥さんの方は全く農業はしておりませんので、これはその次男をさしているものと思われると思います。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
1 番	<p>(與島委員)</p> <p>No. 4 4 の土地の説明が全くやっておりませんので、志岐調査委員に土地の状況の説明をお願いします。</p>
1 8 番	<p>(志岐委員)</p> <p>報告いたします。現在は何にも使用しておりませんが、近いうちに従業員を一人大阪から呼んで奥さんと一緒にカボチャ等を植えたいという事で、土地は今現在何も作っておりませんが、以前作ってありましたから作れる状態にはなっております。以上です。</p>

3 番

(吉委員)

自作地が1, 130平方メートルありますが、現在これは野菜と竹を作られているのですか。

18 番

(志岐委員)

野菜と竹となっていますが竹は現在植えて残っています。野菜は季節によって入れ替わり立ち替わり色々違いますので、今現在野菜は作っておりません。

議 長

(松崎会長代理)

志岐委員、現地調査報告は必ず見て来て、ちゃんと皆さんからの質問があった時には明確に答えられるようにこれからもやってもらわないと、委員の皆様は納得しないところがありますので、調査報告は必ず確認をして誰から質疑されても間違いなく報告出来るようにやってください。うやむやな応答では一寸困りますのでよろしくお願ひします。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第63号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

前山委員の着席を求めます。

(前山委員着席)

日程第4

事務局	<p>議案第64号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p>
議 長	<p>No.1につきましては、月極駐車場及び資材置き場建設のための申請であります。</p> <p>申請地は朝仁新町の有馬スタンドの交差点から左に曲がって上がって行った川沿いの土地で、周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
12番	<p>(屋島委員)</p> <p>議案第64号No.1の農地法第4条の規定による許可申請についてご報告いたします。</p> <p>10月16日午後3時30分に申請人の自宅で本人から直接聞き取りをいたしました。申請地は都市計画がされた区域で住宅地の中にあり、土地はブロックと擁壁で囲まれ整地されており、資材置き場と駐車場として整備し使用したいという事でした。申請書のとおり間違いないという事でありますのでご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第64号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませ</p>

んか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

日程第5

議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.27につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は大熊町の一番奥の都市計画区域内の土地で、周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.28につきましては、贈与による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は大笠利のガソリンスタンドから用へ抜ける道路脇の土地で、周囲は住宅が散在しておりますが、事業が入っており、農地区分は第1種農地と判断されます。

No.29につきましては、売買による所有権の移転で倉庫と従業員の住宅を建設するための申請であります。

申請地は和光町の協和食品の近くで和光整形外科の駐車場の隣です。都市計画区域内土地で周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上3件でございます。

議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
9番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条申請のNo.27の受人と土地について報告いたします。</p> <p>10月18日(日)午前11時30分頃受人宅を訪問しまして奥さんの方にお会いして聞き取り調査をいたしました。この申請書のとおり間違いのないという事です。申請人は夫婦で二人の持分登記となっております。</p> <p>場所は48ページの案内図を見て頂ければ判りますが、大熊の都市計画区域内の農地でその上の方は山になっております。都市計画の外れで山裾の方になります。事前着工もありません。この隣も2ヶ月前に5条申請が上がっていきまして、今建築中でもうやがて完成間近となっているような所ですので、何ら問題はなかろうかと思われまます。以上です。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>議案第65号No.27について報告いたします。</p> <p>渡人の方は大阪の方に在住されておきまして、電話にて確認しております。10月16日10時55分に渡人の方に連絡を入れまして、申請内容の土地の所在、地目、面積、転用の目的等確認しましたところ、申請内容に間違いありません、よろしくお願ひしますとの事でした。以上です。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>農地法第5条の許可申請No.28について調査報告をいたします。</p> <p>10月15日午後5時に受人とこの住宅を建てるとい建設会社の立会の下で、現地にて話しを聞く事が出来ました。申請地は今年3月の総会の第5条申請No.8で一度審議が審査されて許可が下りた場所ですが、今回申請したのは建設する住宅の面積が増えて、前回の申請面積では収まらない状況になったために、新たにまた申請をし直したという事です。前回地図で示してありますように通路が曲がっていましたが、そのまま直線にやった形になります。前回土地についても受人、渡人についても一度審査をした場所なので、皆様方の了解をお願いしたいと思います。</p> <p>土地につきましては、昨年の11月に828番1の土地全体の農振除外をしております。今回その後ろを56, 57ページに書いてありますような形に変更したという事です。通路がまっすぐ来て左に曲がっていましたが、今回左に曲がる通路をなしにして、そのまま左側まで宅地にするという形でな</p>

っているだけです。場所については前回一度審査されており審査済みであります。もう一度皆様のご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

8 番 (行委員)

議案第 6 5 号議案番号 No. 2 9 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前調査報告を行います。

1 0 月 1 4 日午後 3 時に受人の事務所で直接聞き取り調査を行いました。申請書にも記載されていますが本店以外に木材等の資材置き場がなく不便なため、今回申請地を倉庫と従業員の住宅建設用敷地として利用したいとの事でした。申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。

また、土地につきましてはその足で現地を視察いたしました。

和光整形外科玄関の道路を挟んで真向かいの土地で、所々に雑草が生えていました。隣地は和光整形外科の駐車場になっていました。都市計画区域内です。何ら問題はないと思われ。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

1 3 番 (喜野委員)

議案第 6 5 号 No. 2 9 農地法第 5 条の規定による許可申請について報告いたします。

1 0 月 1 8 日 1 6 時 2 5 分に大阪府高槻市在住の渡人の次男に電話で確認をいたしました。申請者は体調不良のため現在介護施設に入所中との事でした。年齢は 8 8 歳になります。なお、今回の申請に当たり司法書士事務所が介護施設において渡人と面談を行い意思確認を行ったとの事でした。司法書士事務所の意思確認について 1 0 月 1 9 日 1 2 時 5 5 分に当該司法書士事務所へ確認に行きましたところ、8 月 5 日午後 3 時 3 0 分に介護施設において申請の意思確認を行ったとの事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしましたので報告いたします。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 0 番 (南委員)

一寸教えてもらいたいのですが、No. 2 8 で 8 2 8 番 1 と分筆予定の 8 2 8 番 3 と 8 2 8 番 4 は予定地番ですよね。8 2 8 番 1 全体を申請するのですか。

3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは 8 2 8 番 1 を 8 2 8 番 1 と 8 2 8 番 3 と 8 2 8 番 4 に分けるという事です。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>住宅は 8 2 8 番 3 に建てる予定という事ですね。それで面積は 7 3 2 平方メートルの内 3 0 3 平方メートルという事ですね。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>そうです。全体が通路まで含めて 3 0 3 平方メートルが今回の申請という事です。5 1 ページに書いてありますように通路が 3 5 平方メートルで 8 3 8 番 4、敷地が 2 6 8 平方メートルで 8 2 8 番 3 という事です。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>判りました。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>皆一気にすれば良いのに道側の方を残して奥の方だけです。ですからわざわざ通路を取っているのです。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>これは過去に議案として出てきた案件だと思うのですが、計画を練り直して農用地区除外は許可になっているのですよね。建築面積を大きくするというだけの事ですね。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは全体農振除外されているのです。3 月にこの部分だけ 5 条申請をしたのですが、住宅の設計を上げていったら住宅が大きくなって入りきれなくなったものですから通路だった所まで皆増やしてまたやり直したのです。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

	<p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第65号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて、県農業会議へ諮問することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>議事を再開いたします。</p>
事務局	<p>日程第6</p> <p>議案第66号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>一寸お尋ねしますがポンカンは5年で大丈夫ですか。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>ポンカンは5年目から収穫です。この借人は元々根瀬部の出身で根瀬部の山も持っている方です。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>こちらは元々ポンカンが植えられてある所です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第66号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第66号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第67号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第68号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
これから協議会へ移します。

- ・農業委員会委員視察研修について
- ・改正農業委員会法について

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年10月20日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

